

弁理士制度の見直しについて

令和2年10月30日

日本弁理士会

(1) 「農林水産知財」を弁理士業務にすること

【問題の所在】

農林水産物に関する知的財産を多面的に保護することのニーズが高まっているが、ユーザーは適切な専門家にアクセスできていない。政府は農林水産物の輸出促進を進めており、知的財産権の保護強化も図っているが、ユーザーが海外で知的財産の保護を図るにあたり適切な専門家にアクセスできていない懸念がある。

【対応の方向性】

農林水産物に関する知的財産の業務を弁理士法に明記することにより、知的財産の専門家である弁理士へのアクセスを容易ならしめる。農林水産物の海外展開に際して、弁理士が既に有している海外専門家とのネットワークを活用することができるよう、外国の行政官庁等に関する資料の作成等業務を弁理士法に明記する。

(2) 「一人法人」制度を導入すること

【問題の所在】

経営弁理士の平均年齢は上昇傾向にあるが、個人事務所では事業承継がうまく進んでおらず、所長が突然不在となることによりユーザーに迷惑をかけるといったリスクが存在している。法人化により事務所資産が分離され、事業承継が促進されるとの意見もあるが、法人の設立・存続には社員2人以上が要件となっていることから、法人化が進んでいない。

【対応の方向性】

法人の設立・存続の要件を社員1人以上とすることにより法人化を容易とし、ひいては事業承継や吸収合併を容易とすることで、所長が突然不在となりユーザーに迷惑をかけるといった問題の解消を図る。また、高度化・多様化する弁理士へのニーズに応えるための法人設立という選択肢を増やすと共に吸収合併の促進を図る。

(3) 法人名称を「弁理士法人」とすること

【問題の所在】

法人名称は「特許業務法人」とする必要があるが、意匠・商標の業務に加え、不正競争や著作権等に係る業務を行っている事務所もあるところ、商号から対応可能な業務をユーザーが一義的に理解できない場合がある。

【対応の方向性】

法人名称を「弁理士法人」とすることにより、弁理士業務を行うことができる法人であることを明確化し、ユーザーのアクセスビリティを向上させる。

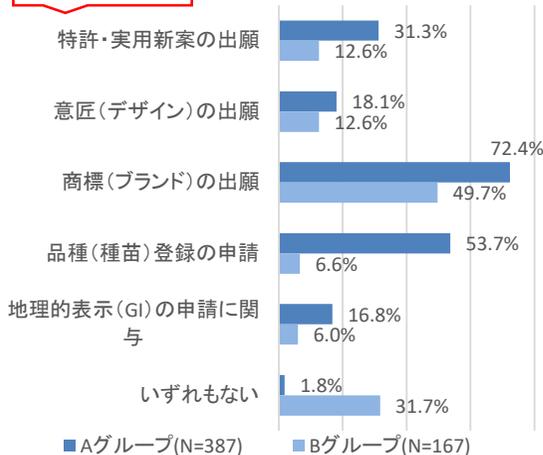
(1) 「農林水産知財」を弁理士の業務にすること

現状分析

【農林水産知財の法的保護】

農水事業者は農産物の法的な保護を受けるために、複数種類の知的財産制度を利用している。法域をまたぐ調整規定（例えば、種苗法と商標法）もあることから、知財ミックスの観点での相談ニーズもあると考えられる。

さまざまな法域での保護



特許庁の平成30年度の調査研究事業によれば、農水事業者の知財保護の取組みとして

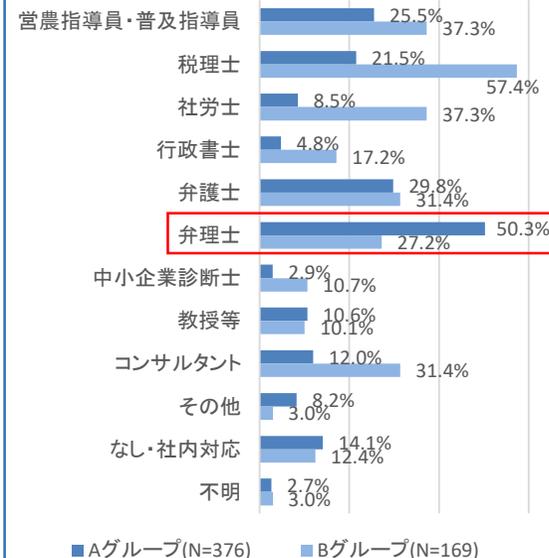
- ・「商標の出願」 72.4%
- ・「品種登録」 53.7%
- ・「特許・実案」 31.3%

など
とあるように多面的な法域での保護が必要であることが分かる。

【出典】平成30年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究「農林水産分野における弁理士の役割等について」(以下、庁報告書) 8ページ

【専門家へのアクセス】

一方知財の多面的保護・海外進出戦略に関し、必ずしも適切な専門家に相談ができていたとは言い難い状況にある。



図表12 過去5年間に依頼したことがある外部専門家

左記特許庁の調査研究事業によると、新品種・GI・地域団体商標の出願経験者（Aグループ）の相談先のトップは弁理士だが、そうでない農水事業者（Bグループ）の相談先は、税理士、社労士などが多く、弁理士は6番目になる。

【出典】庁報告書11ページ

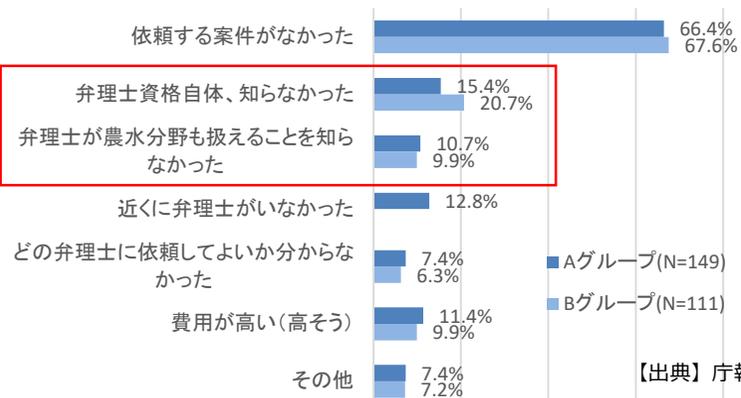
【海外での農林水産知財の保護】

本小委員会の親会である知財分科会が今年7月に策定した「第2次地域知財活性化行動計画」でも、農水分野のグローバル化において、弁理士の活用（＝日本弁理士会等との連携）がうたわれている。

さらに、（・・・中略・・・）種苗法や地理的表示（GI）に係る権利等についても、農林水産業及び関連産業からなる食料産業等のグローバル化に伴い、年々増加している農林水産物・食品の輸出を後押しすることが重要である。

一方で、GIの不正使用、巧妙化する模倣品や技術流出、営業秘密の漏洩への迅速かつ的確な対応が求められるようになってきている。このような課題に適切に対応していくため、農林水産省や、(独)日本貿易振興機構、日本弁理士会等と連携を強化し、お互いの施策を活用して課題解決を図っていく。

弁理士が農水分野も扱える知財の専門家として、農水事業者に十分認知されているとは言い難い状況にある。



【出典】庁報告書11ページ

(1) 「農林水産知財」を弁理士の業務にすること

課題と解決策の提案

【現状の課題】

- ① 農林水産物を保護したいと考えている農水事業者が、適切な知的財産制度を選択し、或いは、複数の知的財産制度を適切に組み合わせることで保護を図ることは困難である。
- ② 海外での種苗等の保護制度は国ごとに異なり、また権利取得の時的要件もあることから、国内で知的財産制度を選択する段階から海外展開を踏まえた知財戦略の立案が必要である。
- ③ 農林水産物に関する知的財産を保護したいと考えているユーザーが、弁理士に知的財産に関する相談をできること、弁理士が海外の専門家とネットワークを有することを知らない場合がある。

【解決策】

弁理士法に、G I・種苗法に関する国内・国外業務を明記する。

【日本弁理士会における農林水産知財への取り組み】

当会における農林水産知財に関する主な取り組みを紹介する。

取組内容	実施時期
1. 農林水産知財委員会を設置（会員研修・研究等の実施）	H20年～
2. 農林水産省が実施する知的財産研修に講師派遣	H20年～
3. 品種登録・G I申請に関する手引書等の発行	H22年～
4. 日本農業新聞への広告掲載	H22年～
5. 自治体等での農林水産知財関連セミナーの実施	H29年～
6. 地理的表示（G I）セミナーの実施（農水省関係事業）	R1年度
7. 農林水産知財専門の相談窓口を設置（準備中）	R2年度下期

【農水分野における知財マネジメントの必要性】（事例）

農林水産物の保護を図るためには、複数種類の知的財産権を適切なタイミングに申請するといった戦略的な知財マネジメントが重要である。以下は、ピーマンの新品種について、開発から商品化の各段階に沿って、ノウハウ保護・特許・品種登録・商標の観点で知財マネジメントを行った事例である。

時期	開発状況	知財マネジメント
H12年頃	開発に着手	（ノウハウ保護）
H22年頃	新品種の作出に成功	PCTを伴う特許出願（新規性喪失の回避）
H29年頃	安定性、均一性の確保	品種登録出願（品種出願の要件充足）
H31年頃	頒布できる種苗の確保	商標出願「タネなっぴー」（市場優位性の確保）

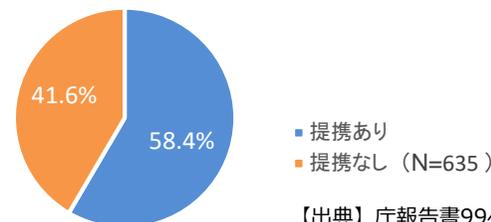
開発から品種登録出願までの17年間も、知財マネジメントが必要。

【弁理士の海外との連携状況】

- 弁理士の約6割が権利取得について海外事務所と提携。
- 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（JATAFF）には設立（平成21年）以来、弁理士が参加。
- 平成28年度から令和元年度までの農水省の海外出願支援事業752件のうち、480件は特許業務法人・特許事務所が代理。

（第15回弁理士制度小委・資料5より引用）

弁理士と海外事務所との提携状況



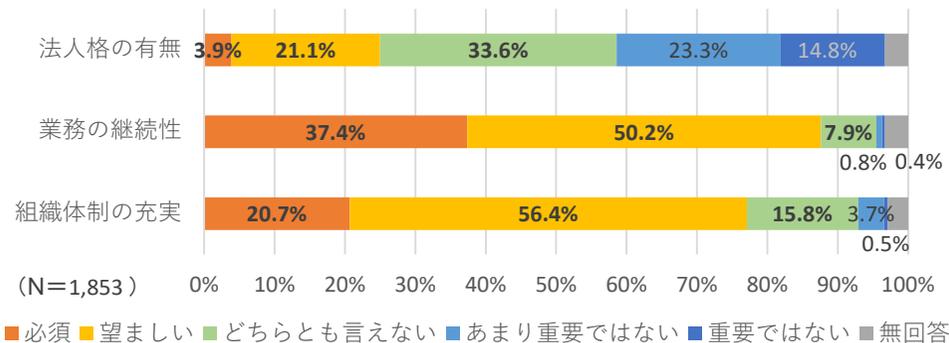
【出典】庁報告書99ページ

(2) 「一人法人」 制度を導入すること

現状分析

【法人制度に関するユーザーの要望】

当会が行った調査では、約1/4のユーザーが、弁理士事務所を選定する際に法人格があることを重視している。7割超のユーザーが、弁理士事務所に組織体制の充実や業務の継続性を望んでいる。



【他土業の状況】

弁護士法人以外に近年、司法書士・土地家屋調査士などでも、法人運営に関する多様なニーズに対応するため一人法人が認められた。

項目	弁護士	社労士	司法書士	土地家屋調査士	行政書士
最低社員数 (改正年)	1 (H13年)	1 (H26年)	1 (R1年)	1 (R1年)	1 (R1年)

【個人事務所における事業承継リスク】 (事例)

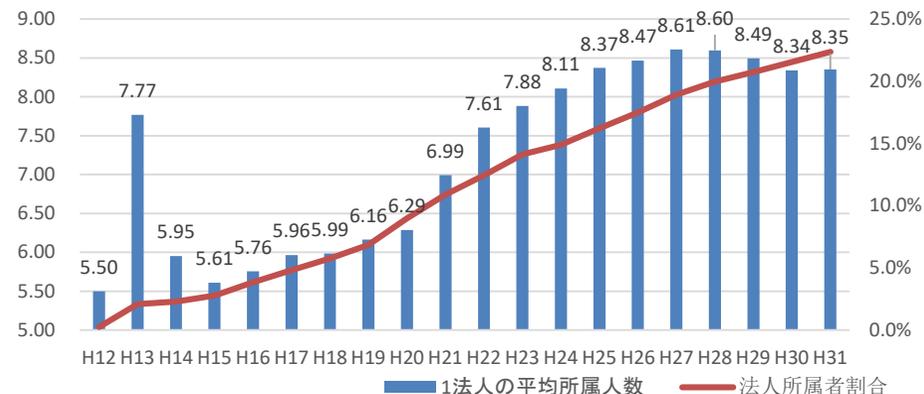
事務所承継の途中で、事務所の譲渡人である先代の所長が他界し、事務所の口座が凍結された事例。先代の口座から経費の支払いが出来なくなり、出願手続・年金納付などが出来なくなる恐れがあった。



【大規模化】

平成12年以降、特許業務法人の大規模化は進み、所属人数も増えている。

特許業務法人における平均所属人数と
全会員に占める法人所属者割合



【組織体制の充実】

法人化すると法人資産と個人資産の分離が図られることに加え、厚生年金の加入義務などにより、組織体制を充実させやすい。個人事業主と土業法人の主な相異点を以下に示す。

項目	個人事業主 (法人格なし)	特許業務法人 (法人格あり)
源泉徴収	必要	不要
マイナンバー開示	必要	不要
個人資産と事業資産の分離	経営者の意思・能力による	法人格が無い場合に比べて厳格
役員の報酬	柔軟に変更可能	変更すると税負担が増える
厚生年金	加入任意	加入必要

(2) 「一人法人」 制度を導入すること

課題と解決策の提案



【課題】

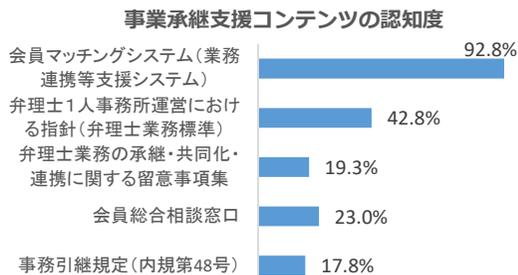
- ① 現状では法人格のある事務所に依頼したいというニーズに応えられる法人数が、必ずしも確保できているとは言えない。
- ② 他に弁理士がいるのにも関わらず、社員弁理士（無限責任）が2人以上必要、という要件により、法人化を断念するケースがある。
- ③ 親子等、親族で法人化を行っていても、一方の死亡により法人を解散せざるを得ないケースがある。
- ④ 前回の小委員会（第14回）でも指摘されている通り、経営弁理士は高齢化傾向にあり、事務所の承継制度整備は急務である。

【日本弁理士会における事業承継基盤の整備】

平成26年の法改正の際のご指摘を踏まえ、下記のように規程の改正・新設などを行い、弁理士業務標準の改訂も行った。またマッチングシステム等を浸透させるための周知活動も継続的に行っている。

取組内容	実施時期
1. 業務の引継ぎに関する情報の公開に関する規程 新設	H26.12
2. マッチングセミナーの実施（現在まで計20回）	H27～
3. 弁理士ナビに「他の事務所との引継状況」欄を新設	H27.2～
4. 弁理士業務の承継等に関する留意事項集の発行	H29.6
5. 事務引継規程の改正	H30.9
6. 弁理士業務標準「一人事務所の運営指針」改訂	R2.3

業務連携支援の基盤（マッチングシステム）が広く認知され、他の事業承継ルールも浸透してきている。

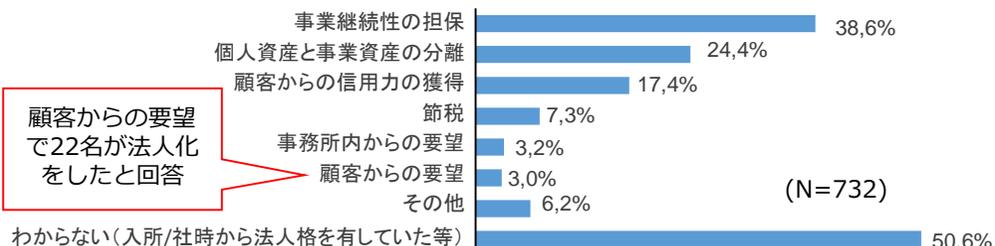


【解決策】

事務所形態の選択肢の一つとして、社員1名の一人法人の設立が出来るよう、法改正を行う。

【弁理士が感じる法人化のメリット】

弁理士は法人化したメリットを、①事業継続性の担保、②個人資産と事業資産の分離、③顧客からの信用の確保、と考えており、ユーザーの要望を法人化により実現できると考えるケースが多くある。

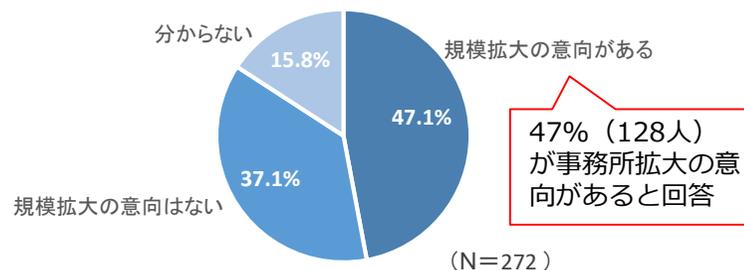


特許庁の調査(*)によると、事業承継の準備が出来ていると回答した弁理士の52.6%は、その準備として法人化を選択している。

(*)庁報告書112ページ

また一人法人の導入を望む一人事務所の47%（128人 / 272人）は、事務所の規模を拡大する意向がある。

一人法人の導入を望む一人事務所の規模拡大の意向



47%（128人）が事務所拡大の意向があると回答

(3) 法人名称を「弁理士法人」とすること

現状分析



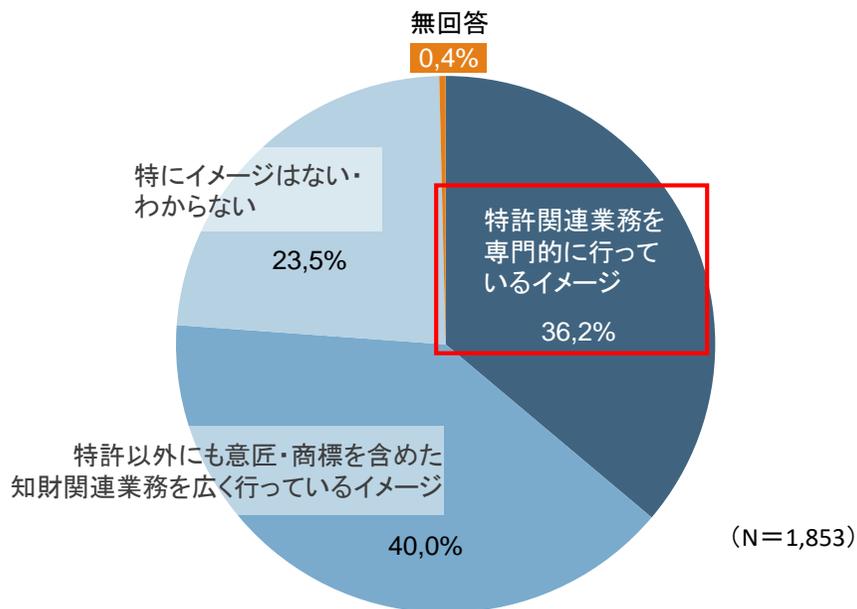
【「特許業務法人」のイメージ】

特許業務法人制度導入された平成12年以後、弁理士の活動分野は特許出願に限らず様々に広がっている。

法改正年	改正の概要（主なもの）
平成19年	特定不正競争の範囲拡大、外国出願関連業務の追加
平成26年	知的財産全体の専門家として、弁理士の使命が明記
平成30年	標準関連業務、限定提供データ業務の追加

それにもかかわらず、ユーザーの約3割が、現行の「特許業務法人」という名称に、特許を専門的に行っているというイメージを持っている。

Q6: “特許業務”法人という名称について、貴社・貴団体ではどのようなイメージを持ちますか。



【他士業の法人名称】

いわゆる士業で法人制度が最初に導入されたのは公認会計士であり、次に弁理士、弁護士と続く。弁護士法人以降に法人制度が導入された士業法人の名称はすべて、“士業名”+“法人”である。

士業	法人名称	導入年	士業名+法人
公認会計士	監査法人	昭和41年	×
弁理士	特許業務法人	平成12年	×
弁護士	弁護士法人	平成13年	○
税理士	税理士法人	平成13年	○
司法書士	司法書士法人	平成14年	○
土地家屋調査士	土地家屋調査士法人	平成14年	○
社会保険労務士	社会保険労務士法人	平成14年	○
行政書士	行政書士法人	平成15年	○

【専権業務の範囲と法人名称】

監査法人では、専権業務の範囲と法人名称が一致しているが、特許業務法人の場合、専権業務の一部しか名称に含まれない。

法人名称	専権業務	備考
監査法人	財務書類の監査又は証明 (公認会計士法2条1項、34条の5)	※(監査)証明とは、監査を行った結果について、意見を述べること
特許業務法人	特許・実用新案・意匠・商標(国際出願含む)の経産大臣への手続き代理とその鑑定 (弁理士法4条1項、40条)	

(3) 法人名称を「弁理士法人」とすること

課題と解決策の提案

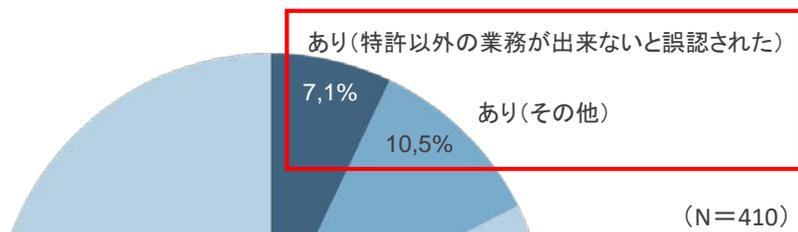


【課題】

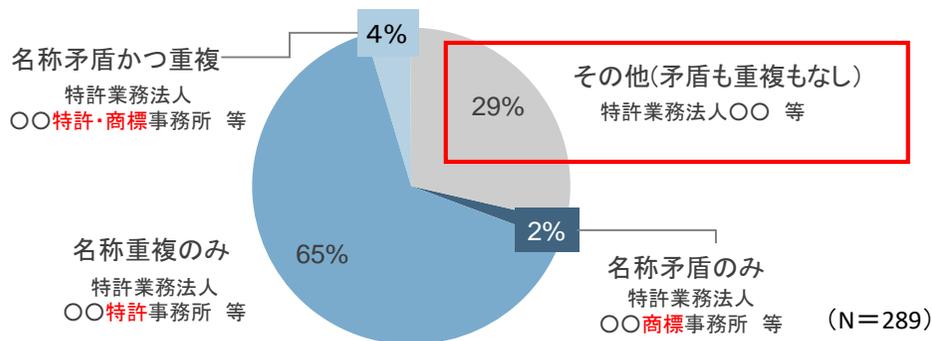
- ① 現行の法人名称は、専権業務に限ってもその一部しか表しておらず、また制度導入後に弁理士の業務範囲が拡大していることもあり実際の業務範囲と一致した法人名称にする必要性が生じている。
- ② 事務所名称に専門分野を示す表記を含めるのが業界の慣行であるところ、全法人の7割超において専門分野を示す表記と法人名称との間で重複や矛盾が生じている。

【名称が問題となる事例】

特許業務法人所属の弁理士の2割弱が、特許以外の業務ができない等の誤認をされ、困った経験がある。



名称に矛盾も重複もない特許業務法人は、3割弱しかない。



【解決策】

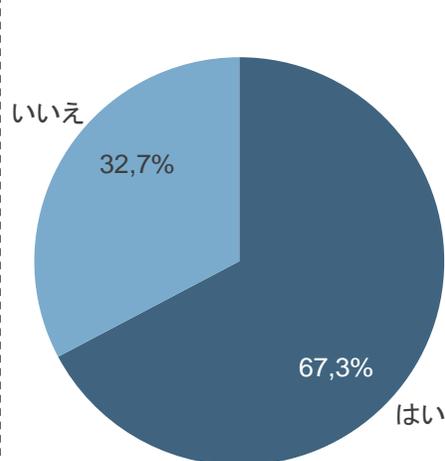
法人名称を“士業名”+“法人”である、弁理士法人にする。

【名称変更のメリットと許容性】

- 法人名称から弁理士が行うことのできる業務を行う法人であることが明確となる。
- 事務所名称で専門分野を示した場合でも、法人名称との重複や矛盾が生じるという問題を解決できる。
- 弁理士の7割弱が、法人名称の変更に賛成である。
- ユーザーの7割弱が、法人名称の変更に賛成・どちらかといえば賛成である。

【弁理士向けアンケート】

Q17:「特許業務法人」から、「弁理士法人」に法人名を変更すべきだと思いますか。
(N=1,387)



【ユーザー向けアンケート】

Q7:「特許業務」法人という法人名称を「弁理士」法人に変更する案について、貴社・貴団体は賛成・反対どのように思いますか。
(N=1,853)

